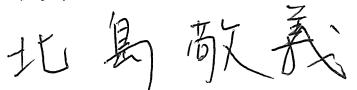


## 資産運用報告の適正性に関する確認書

2019年7月5日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 殿

本店所 在地	東京都港区虎ノ門四丁目2番3号
不動産投資信託証券発行者名	トーセイ・リート投資法人
	(コード: 3451)
代表者の役職・氏名 (署名)	執行役員 

本投資法人の執行役員である北島敬義は、本投資法人の2018年11月1日から2019年4月30日までの第9期計算期間の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

### 記

#### 1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、資産運用委託契約に基づき、資産の運用に係る業務を、トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に全て委託しています。また、会計帳簿の作成、計算及び納税に関する事務を税理士法人平成会計社（以下「会計等事務受託者」といいます。）に、資産保管、機関運営及び投資口に関する事務を三菱UFJ信託銀行株式会社にそれぞれ委託しております。

#### 2. 資産運用報告における作成プロセス

会計等事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、本資産運用会社において必要な情報を加味し、資産運用報告案を作成しております。

作成された資産運用報告については、必要に応じて法律顧問または税務顧問等の外部専門家の確認を受けるとともに、本投資法人の会計監査人である新創監査法人の監査を受けております。本投資法人の執行役員である私は、本資産運用会社より、資産運用報告が適正に作成されている旨の報告を受け、確認を行った上で本投資法人の役員会へ提出し、承認を受けております。

#### 3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1)会計等事務受託者により作成された会計帳簿は、その経理処理につき私の指図（包括的な指図を含みます。）に基づき作成されており、不正な処理がなかったことを確認しております。また、会計帳簿に基づき、毎月行われる役員会において適切に会計報告がされております。
- (2)本資産運用会社においては、本資産運用会社が定める社内規程に基づき、必要な内部手続きを経て資産運用報告の提出について承認していることを確認しております。

- (3)私は、本投資法人の執行役員として、本投資法人の資産運用状況について本資産運用会社から必要な報告を受けており、報告された事項と資産運用報告に記載されている事項に相違がないことを確認しております。
- (4)本投資法人の会計監査人である新創監査法人より、投信法第130条に規定される監査を受け、当該監査に係る監査報告書を受領しております。
- (5)法令に関する事項について、本投資法人の法律顧問（森・濱田松本法律事務所）より、助言及び確認を受けております。
- (6)税務に関する事項について、本投資法人の税務顧問（税理士法人平成会計社）より、助言及び確認を受けております。

以上